

《 商品 説 明 書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	・譲渡性預金(NCD)
ご利用いただける方	・個人および法人のお客様
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間以上5年以内 ・満期日指定方式とします。(原則として、休日を指定することはできません。) ・自動継続方式のお取扱いはできません。
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・5,000万円以上(最低預入金額5,000万円) ・1円単位
払い戻し方法	満期日以降に一括して払い戻しいたします。
利 息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時にその時点での市場実勢を反映し決定します。 ・お預け入れ期間2年未満のものは、満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・お預け入れ期間2年以上のものは、中間利息をお支払いいたします。 中間利払い日(預入日から満期日の1年前の応答日までに来るお預け入れ日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払い日にお支払いする利息は、お預け入れ日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および約定利率により計算いたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のお客様 …… 総合課税 ・個人のお客様 …… 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ・課税上の取扱いは、満期日(または中間利払日)現在における預金者の課税区分に応じ決定します。 ・なお、個人・法人のお客様ともにマル優の適用は受けられません。 ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乘せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 税制改正により、法人のお客様がお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく、譲渡性預金規定所定の手続きにより譲渡することも可能です。 ただし、経過分の利息とともに譲渡でき、元本のみまたは利息のみの譲渡はできません。 ・譲渡方法は指名債権譲渡の方法によります。 ・償還日前(証書上の満期日前)に譲渡する場合、市場(NCDの流通市場)実勢価格での譲渡となり、その際、市場金利の上昇や当金庫の信用状況の変化等により投資元本を割り込むことがあります。 また、買い手がつかない場合、譲渡できないこともあります。 ※譲渡に関するくわしい事務手続き等については、当金庫担当者までご照会ください。
手数料	—
付加できる特約事項	—
期日前解約時のお取扱い	・満期日前の解約はできません。
金利情報の入手方法	・当金庫担当者または店頭までお問合せください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。</p> <p>なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・期日後利息(満期日以降の利息)は付与されません。 ・この商品は預金保険の対象商品ではありません。 ・本商品は、当金庫の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生じる場合があります。

	ます。 ・当金庫は当金庫預金の譲渡・買取をお受けすることはできません。 ・本商品の契約成立後の取消や訂正はできません。
--	---

- ※ 商品内容、リスク内容等を十分ご理解いただくとともに、法律・会計・税務上の取扱いについては、必要に応じてそれぞれの専門家にご相談ください。
- ※ 記載の内容につきましては、法令諸規則等の改定、また、市場環境等の変化等により変更される場合があります。くわしくは、当金庫担当者までご照会ください。